

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から52年8月まで

私は、夫とともに昭和36年4月から国民年金保険料の納付を始めて以降、夫が厚生年金保険に加入していた期間についても、変わらず納付組織で国民年金保険料を納付していた。

私が居住していた地区では、夫が厚生年金保険に加入していても、妻は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付するのが一般的であったので、ずっと納付していた。申立期間が未加入期間となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「私の地区の納付組織では、夫が厚生年金保険に加入しても妻は国民年金に加入し納付していた。私も同じように納付していた。」と主張しているところ、i) 申立人が居住する地区の住民(申立人と同じ納付組織に所属)の納付記録によると、夫が厚生年金保険及び共済組合に加入している場合であっても、その妻は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付している例が複数確認できること、ii) 任意加入して国民年金保険料を納付している上記住民に照会したところ、「私たちの住んでいる地区では、夫が厚生年金保険に加入した場合でも、その妻は国民年金に加入し続け、保険料を納付していた。申立人も、申立人の夫の厚生年金保険加入期間について国民年金保険料を納付していたことを記憶している。」と証言しているこ

とから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の氏名は昭和 60 年 8 月に正しい読みである「A」に訂正されるまでの間、「B」と誤って記録されていたこと、及び 52 年 9 月以降について、申立人は、本来、強制加入被保険者として把握されるべきであるところ、61 年 10 月の訂正処理までの間は任意加入被保険者として事務処理されていたことなど、申立人に係る納付記録について、当時の行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から同年12月までの期間及び平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から同年12月まで  
② 平成2年1月

申立期間の国民年金保険料は、A市役所からもらった納付書または郵送されてきた納付書に基づいて、B銀行かC郵便局もしくはA市役所で、自分と元夫の二人分の保険料を納付していました。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計4か月と短期間である上、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、申立人は国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適正に行っており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人に係る申立期間①直後及び申立人の元夫に係る申立期間①の国民年金保険料がいずれも過年度納付により納付済みであることから考慮すると、申立期間①についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、申立期間②前後の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は保険料の未納解消に努めていたことが推認できることから、あえて申立期間②のみを未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を地区の納付組織の集金や送付されてきた納付書で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金制度発足直後の昭和 36 年 5 月に国民年金に任意加入して以降、60 歳到達時までの国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後を通じて、申立人や申立人の夫に職業や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであることを踏まえると、あえて申立期間について、国民年金の任意加入の資格喪失をする合理的な理由は見当たらず、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から11年4月30日まで

私は、申立期間当時、A社の取締役であったが、仕事は学生アパートのまかないをしており、経営には関与していなかった。私の申立期間当時の報酬は15万円であったはずなのに、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、15万円とされていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった平成11年4月30日の後の同年11月5日付けで、遡及<sup>そきゆう</sup>して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役<sup>そきゆう</sup>に照会した結果、同人は、「当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の呼出しを受け、滞納分の保険料を支払ったが、このことは、申立人には話さず独断で行った。」と証言している上、当時、同事業所の会計事務に関与していた会計事務所は、「申立人は、当時、まかないの仕事をしており、その仕事に必要な食費の現金管理はしていたが、代表取締役が社会保険に関することをすべて行っており、申立人は関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、申立期間当時、取締役の役職であったが、社会保険業務に関する権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を遡及<sup>そきゆう</sup>して行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認

められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、15万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B）における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に、申立人の同社（C）における資格喪失日に係る記録を63年3月16日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を57年10月から59年8月までは18万円及び同年9月は20万円、申立期間②の標準報酬月額を62年8月から同年10月までは22万円、同年11月及び同年12月は24万円、63年1月は22万円及び同年2月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月1日から59年10月1日まで  
② 昭和62年8月31日から63年3月16日まで

私は、昭和57年1月から63年3月までA社に継続して勤務した。途中で厚生年金保険の空白期間があるのは納得できない。厚生年金保険料が控除された給与明細書を所持している。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険の加入記録並びに申立人が所持する給与明細書により、申立人が、申立期間①及び②においてA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②当時、A社は、社会保険事務所の記録によれば、適用事業所としての該当は無いが、同社の商業登記簿謄本及び元同僚の証言により、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断される。

申立期間①及び②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額及び保険料控除額から、申立期間①について、昭和57年10月から59年8月までは18万円及び同年9月は20万円、申立期間②について、62年8月から同年10月までは22万円、同年11月及び同年12月は24万円、63年1月は22万円及び同年2月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②において、適用事業所でありながら、昭和57年10月1日及び62年8月31日にそれぞれ社会保険事務所に全喪の届出を行っていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 12 日から 38 年 3 月 20 日まで

私は、A社では創業者の妻と二人で経理・総務の仕事をしており、その妻から「厚生年金をずっとかけていたら将来年金がもらえる。」と言われていた。

子供の世話をするために一度、A社を辞めた時には脱退手当金のことは知っていたが、また働こうと思っていたので脱退手当金は請求しなかった。

年金受給前になって申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。脱退手当金を受給した覚えはないので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和39年6月9日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、厚生年金保険に対する認識があり、退職後も継続して働く意志を有していたと主張しているところ、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和39年6月9日にはA社B営業所にてパートとして勤務しており、その後、41年4月から正社員として勤務していることを踏まえると、脱退手当金を請求する意志を有していたものとは考え難い。

さらに、申立人は、婚姻当初から記帳している家計簿を所持しており、当該家計簿に出産の際に受給した分娩費・育児費の額や、預金の入出金に至るまで詳細に記載していたことが確認できる上、婚姻当初から継続して記帳していること、及び記帳内容も自然であることなどから、当時の事情を反映した信憑性<sup>しんびょうせい</sup>が高い書類であると認められ、当該家計簿によれば、脱退手当金が支給された

とされる時期に脱退手当金を受給した形跡が無いことから、申立人は、脱退手当金を受給していないと考えるのが妥当である。

これらの理由及びその他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成6年10月は53万円及び同年11月から8年6月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から8年7月31日まで

私は、申立期間について、A社において役員ではあったものの、社会保険や経理には関与しない営業の責任者として業務に従事していた。

社会保険事務所の記録では申立期間の標準報酬月額が28万円になっており、給与から控除されていた厚生年金保険料とは異なるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額は、28万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成6年10月は53万円及び同年11月から8年6月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年7月31日の後の同年8月20日に、遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額が28万円に訂正されていることが確認でき、代表取締役についても同様に訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社の専務取締役であったが、社会保険業務には関与していなかったと主張していることから、当時の従業員及び事務担当者から聴取した結果、「申立人は、専務取締役であったが、営業を担当しており、社会保険や経理の事務に直接は関与していなかった。」と証言しており、申立人は、申立期間当時、専務取締役であったが、社会保険業務については権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認

められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円及び同年11月から8年6月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

## 大分国民年金 事案 587

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年1月まで

申立期間の国民年金保険料は、地区の納付組織の集金や送付されてきた納付書で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和48年3月まで厚生年金保険の適用事業所に勤務しているが、退職後、年金受給資格(240か月)を満たすことを目的とし、48年4月から同年9月まで厚生年金保険の任意継続をしていることが確認でき、厚生年金保険の任意継続終了後の国民年金への加入は任意(昭和61年3月まで)となることから、申立人は国民年金に加入していなかったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成18年10月から19年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月から19年5月まで

私は、20歳のころから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料は、当時居住していたA市内のコンビニエンスストアで納付したはずである。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が納付したと主張する各コンビニエンスストア本部に照会したところ、「申立人の申立期間に係る国民年金保険料の領収済通知書は確認できない。」と回答しており、申立期間の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人は、A市に転居した平成16年11月以降はA市の自宅に送付された納付書で国民年金保険料を納付した旨を主張しているところ、申立人は、18年10月まで実家のあるB県C町に住居登録しており、当該時点までの納付書はC町に送付されていたものと推認され、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年3月まで  
申立期間の国民年金保険料は、私の両親が地区の納税組合や役場に持参して納付したか、もしくはA県B市役所で私が一括して納付したかは定かでない。  
しかしながら、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親は、既に死亡していることから、申立期間における保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親が地区の納税組合や役場に持参して納付したと思う旨を主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月ごろに払い出された上で、同年4月25日に申立期間直後の51年4月から同年12月の保険料を特例納付、及び52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが、それぞれ確認できる。

このことについて、申立人が国民年金に加入した昭和54年4月時点では、申立人が60歳到達時まで国民年金保険料を納付したとしても年金受給に必要な最低限の納付月数（300月）を満たさないこと、及び上記の特例納付及び過年度納付により、申立人は年金受給に必要な納付月数を満たすことから、旧C町（現D市）は、申立人の年金受給に必要な最低限の納付月数に対する不足月数を計算して、特例納付及び過年度納付の納付書を発行したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A県B市役所で申立人自身が一括して納付したと思う旨も主張しているところ、申立人がA県B

市に転出した昭和 55 年 9 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

私がA社に勤務したのは、厚生年金保険の加入記録がある昭和 56 年 11 月 2 日からではなく同年 9 月 2 日からである。

従事した工事名も詳細に記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社に照会した結果、同社の担当者は、「当時の関連資料は保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況は不明であるものの、当時、従業員は、入社してから1、2か月遅れて社会保険に加入させていた。申立人についても申立期間の保険料は控除していないと思う。」と回答している上、申立人と同時期に入社し、一緒に勤務していたとする元同僚についても、申立期間当時の厚生年金保険の加入記録は無いことから、当時、同社の事業主は、入社して一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月ごろから 38 年 1 月ごろまで  
私は、申立期間について、A社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の供述及びA社の照会結果から、申立人が、申立期間当時、同社において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、平成3年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の現在の事業主に照会した結果、当該事業主は、「申立人及び申立人が記憶する元同僚が当社で勤務していたことは記憶している。しかし、当社は、昭和30年9月5日に法人化したものの、平成3年2月1日に社会保険の適用事業所となるまで、従業員は、みな国民年金に加入しているはずであり、当時は、申立人を含めた従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言しており、申立期間について、申立人及び申立人が記憶する元同僚等にかかる同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年5月1日まで

私のA社における厚生年金保険の加入記録が、昭和46年5月1日からとなっているが、同社には43年4月から勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間当時、A社（現在、B社）において短時間のパートとして勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時の支店長に照会した結果、同人は、「申立人は、時間給（パート）の勤務であった。基本的に時間給の者は社会保険に入れておらず、勤務時間が長くなったことで加入させたと思う。」旨の証言をしている。

また、B社に照会した結果、同社は、「申立期間当時の関連資料は保存しておらず、また、当時の事務担当者も既に死亡しており、保険料の控除などは不明。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等は不明である。

さらに、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、申立人が所持する当時の厚生年金保険被保険者証及び社会保険庁のオンライン記録から、昭和46年5月1日付けであることが確認でき、雇用保険の被保険者資格取得日も同日付けであることが認められる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間当時におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金記号番号払出簿の処理日は昭和46年5月24日付けであることが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無く、不自然な点は見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、4年制の定時制高校を卒業してすぐA社で働いた。1年ぐらいは勤務したはずである。厚生年金保険被保険者期間が1か月しかないのは納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社（現在、B社）において勤務していたと主張しているものの、当該事業所から提出された理事会議事録（昭和36年4月20日付け）において、申立人の退職に伴う後任者選考の件が決議されており、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していなかったものと考えられる。

また、申立人が4年制の定時制高校を卒業後、すぐA社に就職したと供述していることから、申立人は、当該事業所において昭和35年4月から勤務していたものと推認されるところ、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が勤務していたと考えられる期間の大半は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 292

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 29 日から 60 年 1 月 7 日まで  
私は、昭和 58 年 11 月 1 日から 61 年 9 月 30 日まで A 社に継続して勤務したのに申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。  
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の関係者の証言から、申立人が、申立期間において継続して同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該関係者は、「当時、保険料が高いので厚生年金保険を脱退するよう申立人が希望したように思う。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録における申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録は、ほぼ一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。